

# 産業廃棄物処理施設維持管理記録

2019年 8月度

(対象期間 2019年8月1日 ~ 2019年8月31日)

## バイオマス焼却設備(利根川事業所)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	1,889.9
廃プラスチック類	2.6
紙くず	10.4
木くず	6.3
廃油	1.4
合計	1,910.5

### ②. ばいじんの除去を行った年月日

2019年8月22日	

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突		
(2)排ガスを採取した年月日	2019年5月23日 2019年3月10日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2019年6月19日 2019年4月10日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	0.01 (m <sup>3</sup> /h)	39.5	大防法
ばいじん	0.002 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04	大防法
塩化水素	1 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700	大防法
窒素酸化物	130 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250	大防法
ダイオキシン類	0 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

## バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	3,637.0
廃プラスチック類	7.9
紙くず	5.6
木くず	10.7
廃油	
合計	3,661.2

### ②. ばいじんの除去を行った年月日

2019年8月13~16日	

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突		
(2)排ガスを採取した年月日	2019年7月19日 2018年10月3日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2019年7月31日 2018年11月12日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	0.029 (m <sup>3</sup> /h)	4.8	大防法
ばいじん	0.001 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04	大防法
塩化水素	2 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	200	条例
窒素酸化物	99 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	180	条例
ダイオキシン類	0.016 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

## 産業廃棄物焼却設備(尼崎工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	1,150.0
廃プラスチック類	116.3
紙くず	
木くず	
廃油	
合計	1,266.3

### ②. ばいじんの除去を行った年月日

2019年5月1日	
2019年8月14日	

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒		
(2)排ガスを採取した年月日	2019年6月10日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2019年7月8日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	<0.02 (m <sup>3</sup> /h)	1.39	大防法
ばいじん	0.01 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.15	大防法
塩化水素	<1 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700	大防法
窒素酸化物	120 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250	大防法
ダイオキシン類	0.23 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	5	特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量